

木屋揚水機場運転管理業務委託仕様書

1 一般事項

- (1) 受注者は契約書及び仕様書に基づき本市の指示に従い、終始誠実良心的に業務に当たること。
- (2) 受注者は随時関係書類を提出すること。
- (3) 受注者は仕様書等に記載された事項の解釈について、疑義を生じたときは本市と協議しなければならない。
- (4) 受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、再委託ガイドラインを遵守し、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 摘要事項

本委託における、一切の作業は関連法規に準じること。

特記仕様書

(適用)

第1条 寝屋川市（以下「発注者」という。）が委託する木屋揚水機場
運転管理業務委託は、この特記仕様書が優先するものとし、受注者は
この仕様書に基づき本業務を遂行するものとする。

(業務概要)

第2条 委託業務の概要は下記のとおりである。

- (1) ポンプの運転監視及び制水門の開閉
- (2) 施設各種機器の点検・整備
- (3) 施設構内の清掃、整理及び環境整備
- (4) 施設敷地内（河川区域含む）の草刈、清掃、投棄物等の集積、整理
- (5) 雨量計並びに水位計の用紙取替

(委託期間)

第3条 委託業務の期間は、下記のとおりとする。

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

(管理施設の概要)

第4条 管理施設は以下のとおりである。

木屋揚水機場及び付帯施設（枚方市出口六丁目7番1号）

2 管理施設の概要は以下のとおりである。

- (1) 主ポンプ
 - ・口径 900 mm－6 m－100 m³/min 2台
 - ・口径 1,000 mm－6 m－100 m³/min 1台
- (2) 主ポンプ用電動機
 - ・100Kw 2台
 - ・100Kw 1台
- (3) 非常用自家発電機
 - ・30KVA×60PS 1台

(4) 補機類

- ・ 真空ポンプ、封水ポンプ等 1 式

(5) 電気設備

- ・ 受電盤、変圧器盤、監視操作盤、制御盤等 1 式

(6) その他

- ・ 木屋第 2 制水門及び二十箇樋門（操作管理のみ）
- ・ その他付帯施設 1 式

（業務取扱時間）

第 5 条 業務取扱時間は次のとおりとする。

(1) 運転日数 年間 307 日

運転開始時間 午前 3：00～午前 8：00 の間

運転停止時間 午後 5：00～午後 7：00 の間

※運転日、運転時間については木屋揚水機場送水計画表に基づくものとする。

※その他上記時間以外で発生する業務については下記の日数を見込んでいます。ただし実際業務の増減については清算しません。

午前 3：00～午前 5：00 77 日

午前 7：00～午前 8：00 15 日

午前 6：00～午前 8：00 48 日

午前 5：00～午前 8：00 107 日

午後 5：00～午後 6：00 78 日

午後 5：00～午後 7：00 77 日

(2) 保守点検業務

午前 9：00～午後 5：00

(3) 総運転時間の範囲内において運転日、運転時刻を変更することがありこの場合には甲の指示に従うものとする。

(運転監視業務)

第6条 当該業務は、幹線水路から本市並びに関係各市へ用水を供給する重要な役割を担うとともに、降雨状況により河川・水路の水位変動を考慮しながら緊急的にポンプ及び制水門の操作が必要な場合がある。

2 各機器の運転操作については、水防時の操作や関係各市との用水調整を行うなど、寝屋川流域総合治水対策と密接に関係していることを踏まえ、内・外水位や降雨状況に注意し適正に行わなければならない。

3 運転監視要員は、9時～17時の時間帯については2名以上の常駐とし、その他の時間帯については、1名以上の常駐勤務とする。

4 日常点検は必ず実施し、各機器の運転においては常に計器類の指示値を確認しその記録をとるものとする。

(保守点検業務)

第7条 設備の正常な運転を確保するために必要な作業で、大要は次のとおりとする。

(1) 年次点検1回、月例点検12回及び日常点検とし、点検内容・時期については監督員と協議の上、定めるものとする。

(2) 保守点検業務には、常に機器が正常に稼動するよう清掃、防錆、注油などのほか、軽微な設備の修繕を含むものとする。

(3) 消防設備点検は年2回行うものとする。 消火器 4本

(関係法令の遵守)

第8条 電気工作物、危険物、機械設備等の取扱には、労働安全衛生法等の関係法令に従い安全に十分注意を払い従事しなければならない。

(労務管理)

第9条 受注者は業務の公共的使命が重大であることを念頭に置き、業務に支障を来たさないよう努めなければならない。また、労働基準法及び関係法令を遵守するとともに、労務管理にも万全を期し、従業員

の労務管理上の一切の責任を負うものとする。

2 受注者は、業務の遂行にあたり必要な有資格者を配置し、また関係法令で定められた責任者の選任、届出を行うものとする。

3 受注者は、日常的に気象情報を収集するなどして、設備の点検を行う体制を整え、雨に関する気象警報や台風、地震等、災害が発生した時は勤務時間外の非常呼び出しに応じる事。

(業務計画書)

第 10 条 受注者は、契約後速やかに業務取扱計画書を提出するものとし、その内容については、次の事項とする。

- (1) 運転監視業務計画
- (2) 保守点検業務計画
- (3) 作業従事者名簿
- (4) 緊急連絡体制
- (5) その他必要と思われること。

(業務報告)

第 11 条 運転監視及び保守点検の結果について、その記録を毎翌月の初めに提出し、報告をするものとする。

2 前記の保守点検の結果、機械設備その他に異常を認めたときは、直ちに発注者に連絡しその措置について打合せを行い指示に従わなければならない。

(支給品)

第 12 条 施設の運営上必要な燃料・光熱水等は発注者が支給するが、その受け渡し及び取扱いの注意事項については、発注者の指示に従うものとする。

2 保守点検業務に必要な工具、測定器具及び消耗品類については、乙の負担とする。

(業務の引継ぎ)

第 13 条 受注者が前受注者と異なる場合、受注者は本業務に先行して

前受注者から引継ぎを受け、円滑に業務を引継ぐため必要な人員を配置しなければならない。なお前受注者からの業務引継ぎに要する費用は、受注者の負担とする。

- 2 受注者は業務期間完了後、次の受注者と異なる場合は、次の受注者に対し本委託業務が支障なく継続されるよう引継ぎを行わなければならない。なお業務引継ぎに要する経費は受注者の負担とする。

(契約の解除)

第 14 条 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳入歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削減があったときは、この契約を解除することができるものとする。

(見積参考資料)

第 15 条 本資料は、あくまでも見積の参考資料であり、入札（見積）参加者の適正・迅速な見積に供するため参考を示した一資料に過ぎず、契約上の拘束力を何ら生じるものではない。このため履行方法等業務を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めること。

本委託業務で採用している見積単価は以下のとおり。

工種	種別	単位	単価（円）	備考
ポンプ場管理業務	消防設備点検	式	53,300	